

川崎市公告第1135号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和7年7月15日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 学校建築設備点検業務（Bブロック）
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月27日まで
- (4) 業務概要 本業務は、川崎市立学校の建築設備について、建築基準法第12条第3項の規定に基づき定期点検業務を行うものです。※詳細は「仕様書」によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。
- (4) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」で登載されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 点検者が、一級建築士、二級建築士又は建築設備等検査員のいずれかの資格を有すること。
また、当該点検者と雇用関係にあること。
- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「学校建築設備点検（Bブロック）入札公告について」の「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所南庁舎4階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室 管理担当 辻

電話 044-200-3270

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年7月15日（火）～令和7年7月22日（火）

9時～12時、13時～16時

※ただし、土日、祝日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2（6）に示した資格を有することが確認できる書類及びその者との雇用関係が証明できる書類（健康保険証又は雇用保険証）の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

3（1）の場所、3（2）の期間で縦覧に供します。

(1) 積算用資料

(2) 前回の点検結果

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により、令和7年7月24日（木）までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和7年7月24日（木）～令和7年7月28日（月）

9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3（1）のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市教育委員会ホームページ「学校建築設備点検（Bブロック）入札公告について」の「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和7年7月30日（水）までに、入札参加資格があると認めた者に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- （1）この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- （2）競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- （1）入札方法 持参による紙入札
- （2）入札・開札の日時 令和7年8月5日（火） 10時00分
- （3）入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎復元棟1階102会議室
- （4）入札保証金 免除
- （5）入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

（6）落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- （1）契約書の作成 要
- （2）契約保証金 要（契約金額の10%）

ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供（振替債を除く。）、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に変えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- （3）前払金 否

10 その他

- （1）事情により入札を取りやめる場合があります。
- （2）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- （3）公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- （4）川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- （5）公告に関する問い合わせ先は、3（1）に同じです。

(6) 本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。